平成２３年（フ）第５９４号
埼玉県八潮市緑町１丁目16番地10　第１ヒカルハイツ201
債務者　本間なつみ（旧姓嘉陽田）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
埼玉県春日部市花積367番地23、旧住所埼玉県春日部市大沼７丁目13番地　パームス春日部大沼公園305号
債務者　庄村　龍三
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
埼玉県吉川市大字土場111番地１　県営吉川土場団地101号
債務者　小原　幸夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
埼玉県三郷市東町350番地
債務者　石井　章夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
埼玉県東松山市大字石橋1784番地19
債務者　松本美知子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５８号
埼玉県熊谷市船木台３丁目３番地12
債務者　東條奈緒子（旧姓山嵜）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０５号
新潟市北区早通南２丁目６番15号
債務者　小池真知子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２２号
新潟市東区太平２丁目９番地16　コーポ太平204号
債務者　中山　義之
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２３号
新潟市東区太平２丁目９番地16　コーポ太平204号
債務者　中山　光代
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６５号
新潟市東区小金町１丁目16番30号　シルフィードハウスＡ棟101号
債務者　計良　芳浩
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
和歌山県御坊市湯川町小松原620番地２、申立時の住所和歌山県御坊市湯川町財部581番地６　山口ハイツ202
債務者　守田めぐみ（旧姓塩地）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３３号
和歌山県御坊市島419番地７
債務者　山本　康成
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第４７１号
長崎県長崎市浜口町12番５号　浜口フードセンタービル606
債務者　川添　　勤
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
沖縄県那覇市字国場720番地10コーポ国場201
債務者　儀間　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７５号
沖縄県那覇市長田１丁目４番７号太田アパート201
債務者　識名　朝之
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７９号
沖縄県浦添市勢理客３丁目６番８―302号　奥間アパート
債務者　島　　直也
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４８０号
沖縄県浦添市勢理客３丁目６番８―302号　奥間アパート
債務者　島　富有子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部